

別表第1 (第2条関係)

1 開口部や躯体等の断熱化に係る改修工事

(1) 外皮に面する開口部の断熱化に係る改修工事

| 対象となる改修工事 | | モデル工事費 (省エネ基準) (/枚) | 仕様・備考 |
|-----------|---|--|-------------|
| 工事種別 | 開口部面積 | | |
| 窓 | ガラス交換 ^{※1} | 1.4㎡以上 ^{※5} | 88,000円/枚 |
| | | 0.8㎡以上1.4㎡未満 ^{※5} | 64,000円/枚 |
| | | 0.1㎡以上0.8㎡未満 ^{※5} | 24,000円/枚 |
| | 内窓設置 ^{※2} ・ 外窓交換 ^{※3} | 2.8㎡以上 ^{※6} | 200,000円/箇所 |
| | | 1.6㎡以上2.8㎡未満 ^{※6} | 160,000円/箇所 |
| | | 0.2㎡以上1.6㎡未満 ^{※6} | 136,000円/箇所 |
| ドア | ドア交換 ^{※4} | 開戸：1.8㎡以上 ^{※6} 引戸：3.0㎡以上 ^{※6} | 296,000円/箇所 |
| | | 開戸：1.0㎡以上1.8㎡未満 ^{※6} 引戸：1.0㎡以上3.0㎡未満 ^{※6} | 256,000円/箇所 |

※1 ガラス交換とは、既存窓を利用して、複層ガラス等に交換するものをいう。

※2 内窓設置とは、既存窓の内側に新たに窓を新設するもの又は既存の内窓を交換するものをいう。

※3 外窓交換とは、既存窓を窓ごと取り除き新たな窓に交換するものをいう。

※4 ドア交換とは、既存のドアを取り除き新たなドアに交換するものをいう。

※5 ガラス交換の工事規模は、ガラスの寸法によるものとする。

※6 内窓設置、外窓交換又はドア交換の工事規模は、内窓若しくは外窓のサッシ枠又は開き戸若しくは引戸の戸枠の枠外寸法によるものとする。

(2) 躯体等の断熱化に係る改修工事

| 部位 | 工事内容 | 断熱材の区分 | モデル工事費 | 仕様・備考 |
|-------|------|--------|------------|--|
| | | | | |
| 外壁 | | A～C | 149,000円/㎡ | 国支援事業において登録されている建材であり、かつ厚さ等が仕様基準に適合するように施工されること。または、カタログ等により、仕様基準への適合が確認できるものであること。 断熱材の区分によりモデル工事費を区別する。 ＜断熱材の区分＞ A～C区分：熱伝導率 (W/m・K) 0.052～0.035 D～F区分：熱伝導率 (W/m・K) 0.034以下 |
| | | D～F | 224,000円/㎡ | |
| 屋根・天井 | | A～C | 53,000円/㎡ | |
| | | D～F | 91,000円/㎡ | |
| 床 | | A～C | 192,000円/㎡ | |
| | | D～F | 288,000円/㎡ | |

2 設備の効率化に係る工事

| 設備種別 | 仕様・備考 | モデル工事費 |
|-----------------------------------|---|------------|
| 太陽熱利用システム※ ¹ | <p>国支援事業において登録されている設備機器であること。または、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。</p> <p>強制循環式のもので、JIS A4112:2020に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。（蓄熱槽がある場合は、JIS A4113:2021に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。）</p> | 498,000円／戸 |
| 高断熱浴槽※ ¹ | <p>国支援事業において登録されている設備機器であること。または、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。</p> <p>JIS A5532:2011に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。</p> | 416,000円／戸 |
| 高効率給湯機※ ² | <p>国支援事業において登録されている設備機器であること。または、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。</p> | 273,000円／戸 |
| 電気ヒートポンプ給湯機 (エコキュート) | JIS C9220:2018に基づく年間給湯保温効率又は年間給湯効率が 3.0 以上であること。 | |
| 潜熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ) | 給湯暖房器にあつては、給湯部熱効率が94% 以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあつては、モード熱効率が83.7% 以上であること。 | |
| 潜熱回収型石油給湯機 (エコフィール) | 油だき温水ボイラーにあつては、連続給湯効率が94% 以上であること。石油給湯機の直圧式にあつては、モード熱効率が81.3% 以上であること。石油給湯機の貯湯式にあつては、74.6% 以上であること。 | |
| ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 (ハイブリッド給湯機) | 熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率（JGKAS A705）が 102 %以上であること。 | |
| 節湯水栓※ ³ | <p>国支援事業において登録されている設備機器であること。または、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。</p> <p>JIS B2061:2017に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること。</p> | 58,000円／台 |

| | | |
|----------------------|--|------------|
| 蓄電池 | <p>国支援事業において登録されている設備機器であること。または、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。</p> <p>定置用リチウムイオン電池のうち、一般社団法人環境共創イニシアチブにおいて令和4年度以降登録・公表されている蓄電システムであること。</p> | 510,000円/台 |
| 燃料電池システム (エネファーム) | 燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。(燃料電池発電ユニットの後付けも可) | — |
| コージェネレーション 設備※2 | <ul style="list-style-type: none"> 燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。(燃料電池発電ユニットの後付けも可) ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットのJIS 基準 (JIS B8122) に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準 (LHV 基準) で 80 %以上であること。 | — |
| LED照明 | 工事を伴うものに限る。 | — |

※1 設置を行った設備の種類毎に1台/戸を補助対象とする。

※2 電気ヒートポンプ給湯機、潜熱回収型ガス給湯機、潜熱回収型石油給湯機、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機、コージェネレーション設備のいずれかの1台/戸を補助対象とする。

※3 設置を行った台数分を補助対象とする。

別表第2 (第10条関係)

| |
|--|
| 完了実績報告書に添付する書類 |
| (1) 補助金精算額 内訳書 |
| (2) 省エネ改修等工事の実施に要した費用の領収書の写し |
| (3) 現場工事写真 (工程写真、完成写真等施工状況が適切に確認できるものに限る。) |
| (4) 出荷証明書 |
| (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 |